

第6回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時：平成23年9月2日（金） 午後6時30分～8時30分

場所：武蔵野市役所4階 412会議室

1 開会

2 議事

(1) 保育のガイドラインの検討

(委員長)

- ・ 今回の修正では、「はじめに」の部分について、案を2つ用意した。
- ・ 案1については、最初の部分は以前と変えず、本委員会の経緯等をまとめている。
- ・ 案2については、2段落目に、前回委員会にて保護者委員よりいただいた意見を盛り込み、まとめた。保育園は、保護者と職員が作り上げるものであるというニュアンスがより強く出ている。

(公立保育園職員A)

- ・ 案2の方が良い。なぜ保育のガイドラインを作成するかという想いがより現れている。ただし、案1の「さまざまな立場で武蔵野市の子どもたちの最善の利益が最大限に尊重されるために」というのは残すべき。この部分については「おわりに」の部分に盛り込んでいくのはいかがか。

(保護者委員A)

- ・ 策定経緯はあった方が好ましく思うが、案1の盛り込み方だと、今後ガイドラインを改訂することを考えるとどうなるのかとは思う。
- ・ 案2の2段落目で「私達」とは、保護者と保育園で働くすべての職員ですと規定されているが、実際ガイドラインの内容を見ていくと、多くの記載において「私達」とは保育園で働く職員のことを指していると思われ、その規定ではちぐはぐな印象が生じるがいかがか。

(民間保育園職員A)

- ・ 案1の方が良い。「武蔵野市の子どもたちの最善の利益」について明確に書かれているのが良い。
- ・ 3段落目「保育とは…」について、保護者のガイドラインに対する想いは伝わるが、少々断定的か。保護者の関わりについては、別途第7章にて、保育には保護者の協力が不可欠だということが記載されているので、あえて「はじめに」にこのような記載をしなくても良いと思う。
- ・ また、今後のガイドライン作成にあたり、どのように集約していくのか。合意が得られたもののみを記載できるのか、それとも全員の合意は得られなくとも多数決等で決めていくのか。
- ・ ガイドラインの位置づけ図に、「子どもの権利条約」はどう位置づけられるのかという意見が職員から出ている。検討していただきたい。

(委員長)

- ・ ガイドラインの作成については、基本的に合意が得られた記載をもって作成しようと思っている。

(公立保育園職員B)

- ・ 保護者委員A、民間保育園職員Aからも意見の出た、案2「私達は…」の定義は言い過ぎか。もちろん保護者の理解と協力は不可欠ではあるが、さまざまな保護者がいる中、この記載はどう思われるのか、とも思う。

(委員長)

- ・ 保護者にその役割を課す、というニュアンスから見るとそうかもしれないが、保護者のことも尊重した上で、という考え方ならば問題ないかと思うがいかがか。

(保護者委員 B)

- ・ ガイドライン検討委員会設置のきっかけとして公立保育園 2 園の移管があること、第 3 次子どもプランにかかる経過については、やはり残しておきたいと思う。そのためには案 1の方が良いかと思い、コメントを提出した。ただ、保護者委員 Aからもご指摘があった通り、この先改訂がある度に冒頭に経緯を書き連ねていっては読みにくくなる。良い方法を探したい。
- ・ 「子どもたちの最善の利益…」のことは残すべき。
- ・ 案 1に書き込んだ「保育とは」というコメントについてだが、保育の特色として「単なる親代わりではない」「乳児期からの集団形成と個の確立」「保育とは成長保障」「職員と保護者のパートナーシップ」を盛り込めないか、という思いで書き込んだ。特に児童福祉法のくだりは「保育に欠ける子どもの保育をする」と明記している 24 条に違和感がある。児童福祉法成立時代は「親の代わり」だったかもしれないが、今の保育は違うと思う。保育園では単なる親代わりを超えた保育をしていると思っている。
- ・ パートナーシップという言葉は、前回、鈴木先生のお話を聞く中で印象的だったので盛り込めないかと思った。これまでは保護者と職員で「ともに」「手つなぎ」という言葉をよく聞いたが、パートナーシップという言葉は端的に表していると思う。
- ・ 「私達は…」の表現についてだが、案 1からは削除し、「保育職員は」「保護者は」と個別に表現したほうが良いかと思いコメントを入れ、特に「保護者は」の方は表現を変更した。保育に保護者は関わらなければならないし、自分自身関わっていると思っている。保護者の関わりなしには成り立たないということ、ニュアンスは弱めても良いので盛り込んでいきたい。
- ・ だが、主語は誰なのかと考えれば保育園での保育をうたうガイドラインである以上、今後このガイドラインを主に用いていくのは先生方だと思う。となれば、主語が先生方になる部分が多いのは当然。とはいえ、保護者ができることはやっていかねばと思う。もう少し検討を進める中で整理できればと思っている。

(民間保育園職員 A)

- ・ いろいろな考え方、境遇の保護者、子どもたちがいるなかで、皆が納得いくガイドラインにしたいと思っている。
- ・ 保護者の方を交えてこれだけの回数を重ねられる委員会はない。冒頭の、委員会設置の経過はぜひ盛り込んでいくべきと考える。

(保護者委員 B)

- ・ 民間保育園職員 Aより断定的と指摘のあった部分は、前々回委員会にて民間保育園職員 Aより、様々な境遇の保護者がいる中で、その関わりについて御配慮の言葉をいただいたので、逆に書くことができた。ただ、いろいろな保護者がいるから書かない、というのは違うかなと思う。

(公立保育園職員 C)

- ・ 保護者委員 Bよりコメントいただいた「はじめに」内「保育とは…」の記載にかかり、保育園で何をしていきたいのか、職員としても盛り込みたいと思っている。子どもたちが、関わりながら育ちあっていく場なのだとすることを盛り込みたい。ただ、単に保護者の代わりではない と表現すると、

きつい印象か。

(保護者委員B)

- ・ほかに、自分自身の経験として「噛みつき」「ひっ搔き」と書き込んだが、この辺りは保育士の皆さんに検討していただき表現していただければと思う。

(民間保育園職員A)

- ・前回委員会にて鈴木氏のお話を聞き、地域をどう捉えていけばよいのかということを改めて考えた。保育園が地域の中で期待されており、保育園側から地域に向けアプローチをしている現代だからこそ、考えていかなければならないこと。

(委員長)

- ・地域子育て支援という意味にとどまらない、より広い地域の中の保育園という意味か。

(民間保育園職員A)

- ・地域の理解がないと保育園が存在すらできない現状。重要なことなので、どう盛り込めば良いか。

(公立保育園職員C)

- ・確かに、3月の大地震以降、保育所の役割はより見直されていると思う。第1章に記載のある、「市における認可保育所の役割」以上の内容を盛り込みたいということか。

(委員長)

- ・地域子育て支援の拠点という意味以外に、地域理解、地域協力、地域マンパワーの活用等盛り込んでいくべきか。現案では、第7章「保護者との連携・協力」にも少し記載している。
- ・やはり、はじめて作成するガイドラインとしては、「はじめに」に作成の経過を記載した方が良いと思う。2回目以降改訂する場合は、経過について、別途文末に記載していくなどの方法も良いかと思う。
- ・冒頭には経過を盛り込み、2段落目「保育とは…」に、保護者委員Bよりいただいた意見をより柔らかく表現し、専門的意見を盛り込み作成したい。

(保護者委員B)

- ・保護者は単なる受け身であることをやめよう、というニュアンスを盛り込みたい。
- ・また、保育園は、一人ひとりを大事にしながらも、集団生活の場なのだということを保護者にも理解できるようにしたい。あるいは、保護者自ら、保護者がこうあろう、という言い方で盛り込むのはいかがか。

(委員長)

- ・「おわりに」の部分に、そのように記載するのはいかがか。その方が保育園職員も納得できるか。
- ・「(保護者は)単なる受け身、受益者でなく」の代わりに良い言葉ないか。

(保護者委員A)

- ・行政が発行するものとして、保護者を受け身と仮定するのは若干問題があるかと思う。だが、これくらい端的に書かないと分からない保護者もいる。

(保護者委員C)

- ・「私たち保護者は単なる受益者でなく…」と、保護者自らの責任で記載すると良いのではないか。

(保護者委員B)

- ・保護者として委員会に参加したからには、どこに保護者の意見が現れているのか分かる方が良い。

(保護者委員D)

- ・委員会に参加していない保護者からすれば、作成されたガイドラインを、子どもがどのような保育を

受けているかの指針として見ると思う。その冒頭にここまで強めの表現があると、保護者にものすごく責任があるように感じてしまう。子どものために、信頼関係を気づき、一緒にやっということが本文中で分かれば足りると思う。

(民間保育園職員A)

- ・ 保育園が、昔のような救貧対策でなく、子どもたちの保育は社会が担っていく大切なものなのだという表現は不可欠。地域、社会という位置づけ、子どもたちの育ちは地域や社会が責任を持つのであり、親がお金を払って買うものではないということ盛り込んでいきたい。

(民間保育園職員B)

- ・ 「保護者の理解と協力が不可欠」という言葉で、全て保護者の思いが伝わると個人的には思う。

(保護者委員B)

- ・ そのためには、保護者は何を理解し、何を協力するのかということ具体的に分かり易く盛り込んでいかなければならない。

(委員長)

- ・ 保護者委員Bよりいただいたコメントのうち、「はじめに」の文末部分、ガイドラインの位置づけについて、当初「認可保育所にかかわるすべての人がこのガイドラインを共有し…」だったものを、「子どもと 認可保育所にかかわる…」と修正されたが、この言葉で大変広い捉えになってしまうかと思うが、修正の意図をうかがいたい。

(保護者委員B)

- ・ 地域のことを今後考えるとなると、在園児の子どもだけでなく、すべての子どもも含めたいと思い追加した。追加しなくても分かるということであればそれでも良い。

(保護者委員A)

- ・ やはり 子ども とするとやはり広すぎるか。地域のことを指すとしても、「認可保育所にかかわる…」で十分読めると思う。

(委員長)

- ・ 子どもと は抜く。
- ・ 案1をベースとし書き換えることとする。保護者委員Bよりいただいた案のうち、「保育とは」「保育職員とは」の見出しをとった形で作り、またみなさんにご覧いただく。
- ・ 子どもの権利条約についてはどうするか。

(保護者委員B)

- ・ 子どもの権利条約は国として批准しているわけだから記載してあって良いと思う。
- ・ 今の概念図だと、児童憲章が児童福祉法の上にある事に違和感がある。国の法律の流れでいけば、児童福祉法があって保育指針があって...という流れのはず。児童憲章と子どもの権利条約が別のところに横並びであって、保育指針のすぐ上には児童福祉法があるイメージでいる。

(民間保育園職員A)

- ・ 子どもの権利条約は、世界的に、子どもの権利をどう捉えるかが記載されている。ガイドラインに「子どもの最善の利益」について記載があるので、権利条約の位置づけが書かれて
- ・ +いと良いと思う。

(委員長)

- ・ 子どもの権利条約については、調べて検討したい。
- ・ 第1章、P6 ファミリーフレンドリーという言葉にかかる注釈を追加修正した。

- ・ P7「生活と遊び」部分について、前回委員会での鈴木氏の意見を参考に一部修正した。

(保護者委員B)

- ・ 「生活と遊び」部分について、24時間の見通しならでは、早朝・延長保育で大切にすべきことをもう少し盛り込んで欲しい。また「24時間の見通し」なのだから、家庭での安定した生活リズムの大切さについても記載したほうが良いと思いコメントを入れた。
- ・ 遊びについては、保育園ならではの集団形成の過程について、もう少し記述が欲しいと思う。
- ・ 「取組」と「行事」は別物であると考え。運動会や遠足等「行事」と言ってしまうとそうなのだが、日々の保育の積み重ね、取組の延長である。親からすれば、確かに行事だが、その一瞬一瞬しか見えなくなってしまうがちなので、それがわかるよう書いたら良いのではないか。

(公立保育園職員D)

- ・ 保育園における行事は、伝統的なものと、日々の保育の積み重ねの節目としての行事と2種ある。確かに、保護者の方からすると、その日だけのもの、と捉えがちかもしれない。日常の保育で大切にしていることを保護者の方々にわかりやすく伝えていくことも、職員で心がけている。

(民間保育園職員C)

- ・ 経過があって行事があり、行事をさらに積み重ねていくというのが、保育園における行事の在り方。前後のつながりで修正すると良い。

(保護者委員A)

- ・ 「保育環境」部分(2)人的環境の記載のうち、文末3行の記載についてより伝わりやすい表現をお願いしたい。

(保護者委員E)

- ・ 子どもが大人のまねをして、生きていく力を身に着けるということを、よりわかりやすく表現すると良い。

(委員長)

- ・ 第3章 保育における子どもの健康づくり部分について、竹村委員が民間園栄養士と調整し練り直した。

(公立保育園職員E)

- ・ わかりやすく箇条書きを採用している。
- ・ 食を営む力、とは、どのくらいのをどれくらい食べればよいのか、どう調理すればよいのかというマナーなどを意味する。ただ、乳幼児は小さいので、まずは楽しく食べる、食事の準備をする、おなががすリズムを覚えるということなどを意味している。より具体的に記載し修正したい。
- ・ 地域社会の実態とは、農家にじゃがいも掘りに行ったり、タケノコ掘りに行ったりしている。給食にかかる地域の協力をふまえ、との意。
- ・ 家庭の実態とは、自宅で朝食はどんなものを食べているのか、などの意味。家庭での子どもの食事をふまえて、食育を実践するのだという思い。

(公立保育園職員F)

- ・ 調理保育をしたりもしている。そういう具体例を盛り込むとより分かりやすいかもしれない。

(民間保育園職員A)

- ・ 保護者も職員もわかるレベルのもので、具体的すぎなくてもよいので修正すると良い。

(保護者委員A)

- ・ その他、プライバシー保護の在り方を、検討、理解しておくことが必要と思う。

(保護者委員 B)

「情報管理のあり方を検討」ではなく「情報管理のあり方を心がけ、徹底しておく」が良いと思う。

(委員長)

- ・ 第 5 章 障害児保育については、再度事務局で検討させてほしい。
- ・ 第 7 章 保護者との連携・協力について、見出しをつける形で修正した。前は、「保護者とともに」だけであったが、「保育園とともに」「地域社会とともに」と追加した。いかがか。

(民間保育園職員 A)

- ・ 「保育園とともに」の部分は、職員間で大いに論議があった。

(公立保育園職員 C)

- ・ 親権 という言葉の仕様等、仰々しく感じた。親権 は、最近虐待に関する場面でもよく使用されるので、誤解を招かないためにも記載しなくても意味としては問題ないと思う。

(保護者委員 C)

- ・ 全て表現の仕方の問題。それぞれ、ニュアンスを和らげると良いと思う。

(保護者委員 D)

- ・ 協力してやっていこうという保護者へのメッセージに温かみを感じ、よくわかった。「はじめに」にあまり保護者の責任が強く書いてあると、尻込みしてしまうので、この章で、より保護者の責任について触れても良いと思う。

(委員長)

- ・ 「はじめに」と第 7 章「保護者との連携・協力」の部分はもう 1 度修正し、1 週間以内に再度お送りする。それまでに、各自ご意見あればお寄せいただきたい。

次回委員会の予定

10 月 28 日 (金) 18 時 30 分から 市役所 8 階 801 会議室にて